

令和 6 年 12 月 12 日

各 位

新潟県信用組合

「令和 6 年能登半島地震災害義援金口座」取扱期間の延長について

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまには、謹んでお見舞い申し上げますとともに、皆さまの安全と、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

当組合では「令和 6 年能登半島地震」により被災された方々の災害復旧等にお役立ていただくため、災害義援金口座の取扱いを行っておりますが、このたび取扱期間を延長しましたので、お知らせします。

記

1. 内 容

- (1) 振込受付による義援金募集活動を実施します。
- (2) 義援金は日本赤十字社を通じて被災地等に寄付されます。

2. 取扱期間

令和 7 年 12 月 12 日 (金) まで (令和 6 年 12 月 13 日 (金) から延長)

3. 取扱方法

- (1) 当組合全店舗窓口にてお振込みでの募金を受付いたします。現金をご持参された場合でも窓口にて義援金口座へ払い込みいただけます。
- (2) 窓口にて振込いただく場合は、手数料は無料となります。但し、ATM やネットバンキング等を利用される振込については、所定の手数料が必要となりますので、ご注意ください。
- (3) お振込み受付後にお渡しする振込金受取書は、寄付金控除の証明書としてご利用いただけます。詳しくは最寄りの税務署等へご確認ください。

4. 義援金口座

・金融機関名	全国信用協同組合連合会 本店営業第一部
・口座番号	普通預金 No.0 0 3 5 3 7 4
・口座名義	令和 6 年能登半島地震災害義援金口 (レィワロクネットハントウジシンサイガイギエンキングチ)

※依頼人欄に必ず「氏名」「住所」「電話番号」をご記入ください。

※詳しくは、窓口または営業担当にお問い合わせください。

以 上